



ホームページアドレス <http://portal.town.tobetsu.hokkaido.jp/>

## 当別町民ポータルサイトの登録数が40件を超えました!!

昨年3月31日からオープンした「当別町民ポータルサイト」の会員登録団体数がついに40件を超えました。会員のみなさんのところにも、様々な反響があるようです。

### 子育て支援センター



「離れている家族が、子どもの姿を楽しみにしてるの。」など、保護者の方たちからの反響があります。

昨年度の更新は209回！これからも、楽しんでいる雰囲気がより伝わるように写真だけではなく、動画もたくさん公開していきたいです。



小林さん

### 太美ミニバスケットボール少年団



ホームページを見て、私たちのことを知ってもらって、仲間がもっと増えてほしいです。



斉藤さん

先日試合をした町外のチームから「ホームページ見たよ！」と声をかけてもらってびっくりしました。



藤村さん

### 当別テニス協会



ホームページを見た町外の方から、協会主催のテニス大会に「参加できますか？」と電話がありました。



白川さん

## みなさんも参加してみませんか？

ポータルサイトの会員登録には登録申請をする必要があります。詳細については、町ホームページ又はポータルサイトをご覧ください。協議会事務局までお問い合わせ下さい。なお、会員登録には費用は一切かかりません。

▼問合せ 当別町町民活動支援システム運営協議会事務局

(役場情報課情報管理係内・☎ 23 - 3069/FAX23 - 3206/E-mail : [portal@town.tobetsu.hokkaido.jp](mailto:portal@town.tobetsu.hokkaido.jp))

## ご存知ですか？医療費の助成制度

町では次の医療費の助成を行っています。

- ▼助成内容 ① 3歳未満児及び住民税非課税世帯の方は、医療費の自己負担分を助成。ただし、初診時一部負担金の医科 580 円、歯科 510 円、柔道整復 270 円（乳幼児医療は除く）は自己負担になります。  
②上記以外の方は、1割自己負担。※月額上限は入院 44,400 円、通院 12,000 円です。

対象制度	対象者	手続きに必要なもの
a 重度心身障がい者	①身体障害者手帳 1・2 級の方と 3 級の内部障害の方 ②療育手帳 A 判定の方、または重度の知的障害と診断された方 ④精神障害者保健福祉手帳 1 級の方（入院は対象外）	・対象者の健康保険証 ・印鑑 ・身体障害者手帳または療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳
b ひとり親家庭など	①ひとり親家庭で父か母に扶養または監護されている児童とその親 ②両親の死亡・行方不明などの理由により、両親以外の方に扶養されている児童及び養育者 ※対象者は 20 歳未満の児童とその親（18 歳以上の児童は在学証明書等、扶養されている旨の証明が必要）。 ※児童は入院と通院、その親・養育者は入院のみ助成対象。	・対象者全員の健康保険証 ・印鑑 ・児童扶養手当証書 または戸籍謄本 （離婚日等が分かるもの）
c 乳幼児など	①入院及び指定訪問看護は小学校修了前までの児童（平成 20 年 10 月受診分から該当） ②通院は、小学校就学前までの児童。	・対象児童の健康保険証 ・印鑑

◆この制度には所得の制限があります（bは父か母、及び児童が受ける「養育費」の 8 割も所得金額に加算）。

◆平成 23 年 1 月 1 日時点で当別町に住民登録のない方は、「平成 23 年度所得・課税証明書」が必要です。

◆1 月 1 日時点で在住していても、所得の申告をしていない方は所得判定ができません。所得がない場合でも所得の把握及び所得判定が必要ですので、町役場税務課税務係にて申告をしてください。

◆受給者証をお持ちの方で、次の場合は必ず届け出をしてください。

- ①健康保険証が変更になったとき ②他市町村に転出するとき  
③転居したとき ④bは、婚姻（事実婚も含む）したとき

- ▼申請・問合せ a・福祉課障がいサービス係（ゆとろ内・☎ 25 - 2665）  
b・福祉課福祉係（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）  
c・子育て推進課子ども係（ゆとろ内・☎ 23 - 3024）

### ひとり親家庭等医療費受給者証更新について

現在お持ちの受給者証の有効期間は、原則平成 23 年 7 月末までになっております。

8 月からも受給者証をお使いになるためには、更新申請が必要になります。

7 月中に更新の書類を送付いたしますので、手続きをお願いします。

- ▼問合せ 福祉課福祉係  
（ゆとろ内・☎ 23 - 3019）

## リレー・フォー・ライフ 2011 in いしかり

●平成23年 8月20日(土)14時~21日(日)14時 ●会場 北海道医療大学グラウンド  
実行委員会事務局 TEL: 080-4500-3452 HP: <http://relayforlife.jp/ishikari/>

リレー・フォー・ライフは、がん患者及びがん経験者・家族・友人・支援者たちが一緒にトラックを語りあいながら歩き、またお互いに支え合い夜通しリレーすることにより、がん征圧の大切さを社会に訴えるチャリティイベントです。

★リレーウォーク参加希望の方は  
事前申し込みが必要です。

当別町の各公共機関に配布済みのチラシに記入の上 FAX するか  
<http://rfl2010ishikari.blogspot.com/>から  
ダウンロードしてお申し込み下さい。

☆ご支援、ご協力をお願いいたします。  
会場内に募金箱を設置いたします。  
☆当日は、どなたでも入場ができます。  
がんの経験などを語り合う場や、キャンドルセレモニーなどもあります  
のでぜひご来場下さい。

### 検診車のご案内

北海道対がん協会提供による検診車で、以下の検診を特別料金で受けることができます。

- ◎CTによる肺がん検診 2,000円  
\*50歳以上の方、40代で1日喫煙  
本数×喫煙年数が600を超える方、  
家族に既往症のある方  
◎メタボリック検診 1,000円  
8月21日 9時~14時

### 8月20日(土)

14:00 開会式  
14:20 リレーウォークスタート  
17:30 ルミナリエ受付締切  
18:00 ルミナリエセレモニー

### 8月21日(日)

8:00 ラジオ体操  
9:00 がん検診受付開始  
13:30 ラストウォーク・閉会式

■主催: 公益財団法人 日本対がん協会、リレー・フォー・ライフいしかり実行委員会

■後援: 厚生労働省、北海道、札幌市、石狩市、当別町、北海道医療大学

■特別協力: アメリカ対がん協会

## 後期高齢者医療制度の保険証と保険料

### 後期高齢者医療の保険証が更新になります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。

7月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、現在お持ちの保険証を破棄し、新しいものをご使用ください。なお、保険証の色は黄色で変わりません。

- ◆新しい保険証の有効期限は、平成25年7月31日までです。
- ◆紛失したときや、汚れたときは再交付しますので、住民課国保・後期高齢者医療係までお申し出ください。
- ◆今回から、うら面に臓器提供に関する意思表示欄があります。

後期高齢者医療被保険者証	
有効期限 平成25年 7月31日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合町1丁目
氏名	広域 太郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
資格取得年月	平成20年 4月 1日
発効期日	平成20年 4月 1日
交付年月日	平成23年 7月 1日
一部負担金の割合	1割
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

### 限度額適用・標準負担額減額認定証も新しくなります

現在ご使用の限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、減額認定証）の有効期限が平成23年7月31日をもって満了となるため、8月以降は使用できなくなります。8月以降も減額認定証が必要な方は、下記の交付対象区分に該当することをご確認の上、住民課国保・後期高齢者医療係へ申し出てください。減額認定証の色もオレンジ色で変わりません。

区分Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	世帯全員の所得が0円の方 (公的年金収入のみの場合、その受給額が80万円以下の方)
	老齢福祉年金を受給されている方
区分Ⅱ	世帯全員が住民税非課税である方

後期高齢者医療限度額適用・標準負担額減額認定証	
交付年月日 平成23年 8月 1日	
被保険者番号	0 1 2 3 4 5 6 7
住所	広域市連合町1丁目
氏名	後期 一郎 男
生年月日	昭和 7年 7月 7日
発効期日	平成23年 8月 1日
有効期限	平成24年 7月31日
適用区分	区分Ⅰ
長期入院該当年月日	保険者印 印
保険者番号並びに保険者の名称及び印	39011010 公印(朱) 北海道後期高齢者医療広域連合

### 平成23年度保険料の計算方法

<b>均等割</b> 【1人あたりの額】 <b>44,192 円</b>	+	<b>所得割</b> 【本人の所得に応じた額】 (保険料率) <b>(平成22年中の所得 - 33万円) × 10.28%</b>	=	<b>年間保険料</b> 限度額は50万円
--	---	---	---	--------------------------

保険料については、定額の均等割額（44,192円）と所得に応じた所得割額（平成22年中の所得から33万円を差引いた額に保険料率の10.28%を乗じた額）の合計額です。保険料については、個別に7月に郵送する通知書でお知らせします。なお、保険料率は平成22年度から変更ありません。

▼問合せ 住民課国保・後期高齢者医療係 (☎ 23 - 2467)